

## 新規加入諸経費

### ◎加入金

口径	中部・東部・北軽
13mm	143,000
20mm	220,000
25mm	330,000
30mm	440,000
40mm	660,000
50mm	770,000
75mm	880,000

\* 町外者はこの他に負担金あり(一律110,000円)

\* 浅間高原水道は加入金なし

### ◎量水器

口径	遠隔式	直読式
13mm	55,000	24,750
20mm	66,000	33,000
25mm	77,000	44,000
30mm	181,500	134,750
40mm	220,000	143,000
50mm	759,000	
75mm	847,000	

\* コンクリートボックスの場合は時価

\* 中部簡水の遠隔式40mmは、621,500円

\* 臨時用は13mmの直読式を使用する

### ◎その他

●臨時用は1年以内とする

●別荘世帯は住民登録をすれば家庭用に変更できる

●休止の場合 **※北軽・浅間は2年以上使わない事が休止の条件**

(管理料) 中部・東部・・・1ヶ月110円、年1,320円

北軽簡水・・・1ヶ月550円、年6,600円

浅間高原・・・1ヶ月1,650円、年19,800円

休止:水道は使用しないが、権利を維持できる。再開時の費用負担はなし。

廃止:今後、一切水道を使用しない。水道使用再開の場合は、新規加入と同様に加入金、量水器代、負担金等を徴収する。

※表内の金額はすべて税込みとなります  
(消費税率10%)

## 水道料金

### ◎中部・東部・北軽簡水水道料金

用途別	料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水量	料金(円)	
一般家庭用		20m <sup>3</sup>	1,100	66
農業用(北軽簡水のみ)		200m <sup>3</sup>	2,420	66
別荘用		20m <sup>3</sup>	2,640	110
リゾートマンション用		20m <sup>3</sup>	戸数×2,640	110
官公署・学校用	料金	水量	料金(円)	超過料金
30mmまで(※)		500m <sup>3</sup>	11,000	66
40mmから		1,000m <sup>3</sup>	22,000	66
学校プール用等		1,200m <sup>3</sup>	22,000	66
営業用	料金	水量	料金(円)	超過料金
13mm		40m <sup>3</sup>	2,200	66
20mm		60m <sup>3</sup>	3,300	66
25mm		120m <sup>3</sup>	6,600	66
30mm		400m <sup>3</sup>	22,000	66
40mm		600m <sup>3</sup>	33,000	66
50mm		1,000m <sup>3</sup>	55,000	66
75mm		1,200m <sup>3</sup>	66,000	66
臨時用(仮設等)		20m <sup>3</sup>	2,640	110

※25mm以下については、町長が認定する

### ◎浅間高原水道料金

用途別	料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水量	料金(円)	
一般用		20m <sup>3</sup>	6,600	110
営業用		20m <sup>3</sup>	6,600	
臨時用		20m <sup>3</sup>	11,000	440

設置工事の費用は、指定水道給水工事業者に確認してください(地区ごと 東・中・西部、町外指定業者)

### ◎メーター使用料

口径	直読式	遠隔式
13mmまで	220	550
20mmまで	330	660
25mmまで	440	1,100
30mmまで	880	1,540
40mmまで	1,100	1,980
50mmまで	3,300	4,400
75mmまで	3,740	5,280

### ◎下水道事業料金

用途別	料金	基本料金(2ヶ月ごと)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		排水汚水量	料金(円)	
一般用		20m <sup>3</sup>	2,200	110